

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

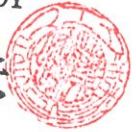
水道事業者 殿

令和 5年 6月 14日

申請者 氏名又は名称
住所
代表者氏名
電話番号
FAX番号
メールアドレス

株式会社マエダ
奈良県大和郡山市額田部寺町15番地の1

代表取締役 前田能孝
0743-56-5706
0743-56-9050
kabunacda@ares.eonet.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 25 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	広陵町 上下水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	河合町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	磯城郡 水道企業団企業長	✓	24	吉野町 水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者	✓	18	高取町 水道事業管理者	✓	25	大淀町 上下水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	明日香村 水道事業管理者	✓	26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者	✓	20	上牧町 水道事業管理者	✓			
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	王寺町 水道事業管理者	✓			

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 5 年 6 月 14 日

届出者

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

株式会社マ エ ダ
奈良県大和郡山市額田部寺町15番地の1
代表取締役 前田能孝



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	株式会社マ エ ダ		
住 所	奈良県大和郡山市額田部寺町15番地の1		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 前田能孝		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
(2) 代表者の氏名	代表取締役 前田憲彦	代表取締役 前田能孝	令和5年6月5日

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 5 年 6 月 14 日

申請者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

株式会社マエダ
奈良県大和郡山市額田部寺町15番地の1

代表取締役 前田能孝



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県大和郡山市額田部寺町15番地の1
株式会社マエダ

会社法人等番号	1500-01-006108	
商号	株式会社マエダ	
本店	奈良県大和郡山市額田部寺町15番地の1	
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成2年4月16日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 上下水道工事の設計・施工並びに請負 2. 水道施設工事の設計・施工並びに請負 3. 建築・土木建設工事の設計・施工並びに請負 4. 土木・建築材料の販売 5. 冷暖房設備及び給排水用配管工事・電気設備工事の設計施工並びに請負 6. 舗装工事の設計・施工並びに請負・管理 7. 家庭用並びに工作用電気製品の販売 8. 前各号に付帯する一切の業務 	
発行可能株式総数	400株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株	
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する <div style="text-align: right;">平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 3日登記</div>	
資本金の額	金1000万円	
	金2000万円	令和 3年 3月31日変更 ----- 令和 3年 4月 8日登記
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	

役員に関する事項	<u>取締役</u>	<u>前田 憲彦</u>	令和 1年 5月30日重任 令和 1年 5月31日登記
	<u>取締役</u>	<u>前田 憲彦</u>	令和 3年 5月21日重任 令和 3年 5月28日登記
	<u>取締役</u>	<u>前田 憲彦</u> ✓	令和 4年10月30日重任 令和 5年 4月25日登記
	<u>取締役</u>	<u>前田 キミ子</u>	令和 1年 5月30日重任 令和 1年 5月31日登記
	<u>取締役</u>	<u>前田 キミ子</u>	令和 3年 5月21日重任 令和 3年 5月28日登記
	<u>取締役</u>	<u>前田 キミ子</u> ✓	令和 4年10月30日重任 令和 5年 4月25日登記
	<u>取締役</u>	<u>前田 能孝</u>	令和 1年 5月30日重任 令和 1年 5月31日登記
	<u>取締役</u>	<u>前田 能孝</u>	令和 3年 5月21日重任 令和 3年 5月28日登記
	<u>取締役</u>	<u>前田 能孝</u> ✓	令和 4年10月30日重任 令和 5年 4月25日登記
	<u>取締役</u>	<u>前田 桂子</u>	令和 3年 1月20日就任 令和 3年 5月28日登記
	<u>取締役</u>	<u>前田 桂子</u>	令和 3年 5月21日重任 令和 3年 5月28日登記
	<u>取締役</u>	<u>前田 桂子</u> ✓	令和 4年10月30日重任 令和 5年 4月25日登記

奈良県大和郡山市額田部寺町15番地の1
株式会社マエダ

	奈良県大和郡山市額田部寺町16番地 代表取締役 <u>前田 憲彦</u>	令和 1年 5月30日重任 ----- 令和 1年 5月31日登記
	奈良県大和郡山市額田部寺町16番地 代表取締役 <u>前田 憲彦</u>	令和 3年 5月21日重任 ----- 令和 3年 5月28日登記
	奈良県大和郡山市額田部寺町16番地 代表取締役 <u>前田 憲彦</u>	令和 4年10月30日重任 ----- 令和 5年 4月25日登記
		令和 5年 6月 2日辞任 ----- 令和 5年 6月 5日登記
	奈良県大和郡山市額田部寺町16番地 代表取締役 <u>前田 能孝</u>	令和 5年 6月 2日就任 ----- 令和 5年 6月 5日登記
	監査役 <u>前田 桂子</u>	令和 1年 5月30日就任 ----- 令和 1年 5月31日登記
		令和 3年 1月20日辞任 ----- 令和 3年 5月28日登記
	監査役 <u>前田 覚</u>	令和 3年 1月20日就任 ----- 令和 3年 5月28日登記
	監査役 <u>前田 覚</u>	令和 4年10月30日重任 ----- 令和 5年 4月25日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するもの に限定する旨の定款の定めがある	----- 平成28年 6月 7日登記
	取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 3日登記
	監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 3日登記

奈良県大和郡山市額田部寺町15番地の1
株式会社マエダ

登記記録に関する 事項	平成17年法務省令第19号附則第3条第2項の規定により 平成17年 8月22日移記
----------------	--



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 5年 6月14日

奈良地方法務局
登記官

山 本 秀 樹



株式会社 マエダ 定款

平成28年6月7日現行定款

当社現行定款に推選ありせん

令和5年6月14日

奈良県大和郡山市額田部寺町15番地の1

株式会社 マエダ

代表取締役 前田能孝



株式会社 マエダ 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社 マエダと称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 上下水道工事の設計・施工並びに請負
2. 水道施設工事の設計・施工並びに請負
3. 建築・土木建設工事の設計・施工並びに請負
4. 土木・建築材料の販売
5. 冷暖房設備及び給排水用配管工事・電気設備工事の設計施工並びに請負
6. 舗装工事の設計・施工並びに請負・管理
7. 家庭用並びに工作用電気製品の販売
8. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を奈良県大和郡山市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、400株とする。

(株券の発行)

第6条 当社の株式については、株券を発行する。

(株券の種類)

第7条 当社の発行する株券は、1株券、5株券、10株券、50株券及び100株券の5種類とする。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第 9 条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他一般承継人が当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 10 条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第 11 条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

2 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当社所定の書式による株券喪失登録申請書に署名又は記名押印し、これに必要書類を添えて提出しなければならない。

(手数料)

第 12 条 前三条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第 13 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第 14 条 当社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じたときも、その事項につき、同様とする。



第3章 株主総会

(招集)

第15条 定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

第18条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第19条 株主が代理人によってその議決権を行使しようとするときは、その代理人の数は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第20条 株主総会議事録については、法務省令で定めるところによりその経過の要領及びその結果等を記載又は記録し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

2 第18条第1項の規定により株主総会の決議があったものとみなされた場合においては、法務省令で定める事項を記載した株主総会の議事録を作成し、その作成に係る職務を行った取締役が記名押印又は電子署名を行う。

第4章 株主総会以外の機関

(取締役会の設置及び取締役の員数)

第21条 当社は、取締役会を置く。

2 当社は、取締役3名以上8名以内を置く。

(監査役の設置及び監査役の員数)

第22条 当社は、監査役を置く。

2 当社は、監査役3名以内を置く。

(取締役及び監査役の選任)

第23条 取締役及び監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役及び監査役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

3 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期と同一とする。

(取締役会の招集)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。

2 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

3 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(代表取締役・役付取締役)

第26条 当社は、代表取締役1名を置き、取締役会の決議により取締役の中からこれを選定する。

2 代表取締役は社長とし、会社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役会の決議により、取締役の中から副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(監査の範囲)

第 27 条 監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限定する。

(報酬等)

第 28 条 取締役及び監査役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 29 条 当社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までとする。

(剰余金の配当)

第 30 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して行う。

2 剰余金の配当がその支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。

第 6 章 附 則

(定款に定めのない事項)

第 31 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

平成 年 月 日

以上現行定款に相違ありません。

奈良県大和郡山市額田部寺町 1 5 番地の 1

株式会社 マエダ

代表取締役 前 田 憲 彦

